

令和元年 11 月 5 日

保護者 様

京都府立京都すばる高等学校
校長 三橋 利彦

インフルエンザ流行の防止 および感染に伴う出席停止の手続きについて

晩秋の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本校の教育に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度もインフルエンザの流行が予想されます。感染の拡大を防止するため、各御家庭におかれましても、インフルエンザ感染予防の徹底とともに、お子さまの健康状態の把握に努めていただき、感染の疑いがある場合はいち早く医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

学校は集団生活の場であり、インフルエンザの流行を招きやすいという事情を御理解いただき、疑わしい状況での登校は控えていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、学校保健安全法施行規則により、インフルエンザによる出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。詳しくは裏面を御覧ください。

〔インフルエンザ罹患による出席停止の手続きについて〕

- 1) 医療機関でインフルエンザと診断されたら、必ず医師の指示に従い、出席停止の指示のあった期間は登校しないでください。
- 2) 診断後、早急に電話等で学校 (TEL075-621-4788) に連絡してください。
- 3) 登校の際には、下記の2種類の書類を登校後すぐに (授業に出る前に) 保健室に提出してください。

①学校感染症による欠席届 (保護者記入)

②ア～オのいずれかの書類 (本人の氏名が記載されているもの)

ただし、主治医より、出席停止期間の基準 (裏面参照) より早い時期に登校可能と指示された場合は、必ずオの書類を提出してください。

ア. 薬剤情報提供書 (処方された薬の説明書)

イ. 調剤明細書 (薬局で領収書と一緒に受け取る調剤の内容が記載された用紙)

ウ. 診療明細書 (病院で領収書と一緒に受け取る診療の内容が記載された用紙)

エ. インフルエンザ検査結果報告書

(オ. 学校様式の「証明書」又は診断書)

※学校様式の「証明書」は、医療機関によっては有料となる場合があります。

※「学校感染症による欠席届」及び学校様式の「証明書」は、本校のホームページよりダウンロードするか、保健室又は担任まで御声掛けください。

インフルエンザかなと思ったら・・・??

急に高熱が出た場合は「単なる風邪」と軽く考えずに、早めに医療機関を受診して検査や治療を受けましょう。インフルエンザウィルスの活動を抑えて重症化を防ぐ抗ウイルス薬は、発症（発熱）から2日以内に服用しなければ効果がありません。ただし、インフルエンザの検査は、発熱後すぐには正確な結果が出ないことがあり、一般的には12時間以上経過してから受けるべきであると言われています。

安易な自己判断は避け、自分のからだを守るためにはもちろん、他の人にインフルエンザをうつさないためにも、適切な受診を心がけてください。

インフルエンザによる出席停止期間

発症した後5日を経過し、
かつ、
解熱した後2日を経過するまで

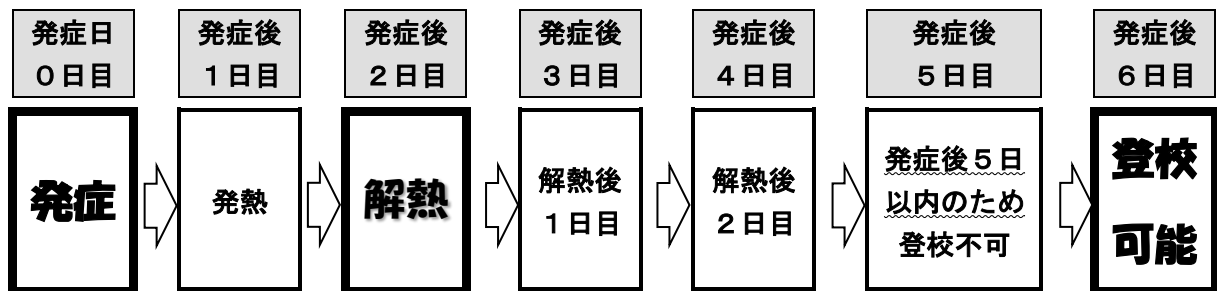
※発熱した日を発症した日とします。

※発症した日を0日目とします。

2つの条件が両方満たされなければ、登校できません！

⇒ 発熱した日の翌日から数えて、**最短でも6日目**で登校可能となります。

(例) 発症後2日目に解熱した場合



(例) 発症後4日目に解熱した場合

